

Schrems II 決定 (CJEU Case C-311/18) を受けた「追加的な措置」 (Supplement Measures) 及び新たな標準契約約款 (Standard Contractual Clauses) の動向

板倉陽一郎¹³ 寺田麻佑²³

Schrems II 決定 (CJEU Case C-311/18) は欧米間の個人データの移転枠組みであるプライバシーシールドについての十分性認定を無効であるとし、同時に、標準契約約款 (Standard Contractual Clauses) に基づく移転についても、「追加的な措置」(supplementary measures) の必要性を示唆した。これを受けて、EDPB (欧州データ保護ボード) は"Recommendations 01/2020 on measures that supplement transfer tools to ensure compliance with the EU level of protection of personal data"を、欧州委員会は"IMPLEMENTING DECISION (EU) .../... of XXX on standard contractual clauses for the transfer of personal data to third countries pursuant to Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council"のドラフトを、それぞれ公表し、パブリックコメントに付した。本発表は、これら「追加的な措置」及び新たな標準契約約款についての動向を概観するものである。

Trends in Schrems II Decision (CJEU Case C- 311/18) on " Supplement Measures" and the new Standard Contractual Clauses

YOICHIRO ITAKURA¹³ MAYU TERADA²³

Schrems II decision (CJEU Case C- 311/18) made the sufficiency recognition on the privacy shield which was the transfer frame of the personal data between Europe and America invalid, and simultaneously, it indicated the necessity of transfer based on Standard Contractual Clauses of "supplementary measures". Based on the decision, EDPB (European Data Protection Board) announced "Recommendations 01/2020 on measures that supplement transfer tools to ensure with the EU level of protection of personal data", and European Commission announced the draft of "IMPLEMENTING DECISION (EU) .../... of XXX on standard contractual clauses for the transfer of personal data to third countries pursuant to Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council", and they were put in the public comment. This paper outlines the trends in these "Supplement Measures" and new Standard Contractual Clauses.

1. SchremsII 決定における「追加的な措置」の 重要性の指摘

2020年7月16日のSchrems II 決定(CJEU Case C-311/18)は欧米間の個人データの移転枠組みであるプライバシーシールドについての十分性認定を無効であるとし、同時に、標準契約約款 (Standard Contractual Clauses) に基づく移転についても、「追加的な措置」(supplementary measures) の必要性を示唆した。具体的には特に、以下の133段落が重要である。

133 It follows that the standard data protection clauses adopted by the Commission on the basis of Article 46(2)(c) of the GDPR are solely intended to provide contractual guarantees that apply uniformly in all third countries to controllers and processors established in the European Union and, consequently, independently of the level of protection guaranteed in each third country. In so far as those standard data protection clauses

cannot, having regard to their very nature, provide guarantees beyond a contractual obligation to ensure compliance with the level of protection required under EU law, they may require, depending on the prevailing position in a particular third country, the adoption of supplementary measures by the controller in order to ensure compliance with that level of protection.

133 GDPR46 条(2)(c)に基づいて欧州委員会が採択した標準的なデータ保護約款は、EU に設立された管理者及び処理者に対して、すべての第三国で一律に適用される契約上の保証を提供することのみを目的としており、その結果、各第三国で保証されている保護レベルとは無関係である。これらの標準的なデータ保護条項は、その性質上、EU 法の下で要求される保護レベルへの準拠を保証するための契約上の義務を超える保証を提供することができない限りにおいて、特定の第三国の実勢に応じて、その保護レベルへの準拠を保証するために、管理者が追加的な措置を採用することを要求する可能性がある。

1 弁護士・ひかり総合法律事務所
Attorney at Law, Hikari Sogoh Law Offices

2 国際基督教大学教養学部准教授
Associate Professor of Law, College of Liberal Arts, International Christian University

3 理化学研究所革新知能統合研究センター (AIP)
RIKEN AIP

Schrems II 決定は、プライバシーシールドについての十分性認定を無効であるとし、その主たる理由は、米国の諜報法分野におけるデータ主体の保護の薄弱さであった。こ

ここで問題となっているのは移転先国たる米国における個人データの保護のレベルなのであるから、標準データ保護条項ないし標準契約約款 (Standard Contractual Clauses) [a]に基づく移転もできなくなるのではないかというのが、産業界の当然の懸念となる。この点について、欧州連合司法裁判所は、「追加的な措置」が必要な場合があるとし、他方で、当該措置が必要な場合があることを前提に、標準データ保護約款による移転すべてを無効とはしなかったのである。

この「追加的な措置」は、SchremsII 決定が初出ではなく、一般データ保護規則 (GDPR) 前文 109 においても「追加的な保護措置」(additional safeguards) という語は現れていた。しかしながら、文脈的には、SDPC ないし SCC を契約や約款の一部とすることは許され、より強い保護は奨励される、というものであり、追加的な措置が必要な場合があるということを読み取ることは困難であった。

GDPR 前文(109) The possibility for the controller or processor to use standard data-protection clauses adopted by the Commission or by a supervisory authority should prevent controllers or processors neither from including the standard data-protection clauses in a wider contract, such as a contract between the processor and another processor, nor from adding other clauses or additional safeguards provided that they do not contradict, directly or indirectly, the standard contractual clauses adopted by the Commission or by a supervisory authority or prejudice the fundamental rights or freedoms of the data subjects. Controllers and processors should be encouraged to provide additional safeguards via contractual commitments that supplement standard protection clauses.

(109) 欧州委員会又は監督機関によって採択された標準データ保護約款を管理者又は処理者が利用することができるということは、欧州委員会又は監督機関によって採択された標準契約条項と直接又は間接に矛盾せず、かつ、データ主体の基本的な権利及び自由を妨げるものではない限り、管理者又は処理者が、処理者と別の処理者との間の契約のような、より広範囲の契約の中に標準データ保護条項を含めることを妨げるものではなく、また、その約款の中に別の条項や保護措置を追加することを妨げるものでもない。管理者及び処理者は、標準データ保護条項を補完する契約上の約定を介して、追加的な保護措置を提供することが奨励されなければならない。

[a] GDPR46 条 2.(c)が適切な保護措置に従った移転の方法として挙げているのは標準データ保護条項 (standard data protection clauses, SDPC) であり、標準契約約款 (standard contractual clauses, SCC) は、GDPR の前身である EU データ保護指令 (95/46/EC) の用語である。GDPR 施行後、SDPC はまだ採択されておらず、GDPR46 条 5.の「指令 95/46/EC の第 26 条第 2 項に基づく加盟国又は監督機関による承認は、その必要に応じて、監督機関によって改正され、差し替え、又は、廃止されるまで、その有効性が維持されなければならない」という経過措置条項により、EU データ保護指令上の SCC が有効という状態が続いている。

さて、「追加的な措置」の要請に対応し、EDPB (欧州データ保護ボード) は、2020 年 11 月 11 日には、「Recommendations 01/2020 on measures that supplement transfer tools to ensure compliance with the EU level of protection of personal data」(EU の個人データ保護のレベルの遵守を確実にするための移転ツールに追加する措置に関する勧告、以下、「追加的措置勧告」という。)を公表し、2020 年 12 月 21 日までパブリックコメントに付した。締切までには 178 件の意見が提出されている。

また、欧州委員会は 2020 年 11 月 12 日に第三国への個人データの移転に関する標準契約約款である "IMPLEMENTING DECISION (EU) …/… of XXX on standard contractual clauses for the transfer of personal data to third countries pursuant to Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council" のドラフト (及び、具体的な SCC としての Annex. 以下、あわせて「新 SCC 案」という。)を公表し、2020 年 12 月 10 日までパブリックコメントに付した。締め切りまでには 149 件の意見が提出されている。

新 SCC 案に関し、EDPB 及び EDPS (欧州データ保護観察官) は、2021 年 1 月 14 日に合同で意見を述べている (EDPB - EDPS Joint Opinion 1/2021 on the European Commission's Implementing Decision on standard contractual clauses between controllers and processors for the matters referred to in Article 28 (7) of Regulation (EU) 2016/679 and Article 29 (7) of Regulation (EU) 2018/1725 (以下、「合同意見」という。))。

本発表は、追加的措置勧告と、新 SCC 案を概観し、SchremsII 後の SDPC ないし SCC による国際移転の動向を検討する。それぞれのパブリックコメントに提出された意見や合同意見はいずれも重要であり、検討されるべきであるが、本稿執筆時期との関係から、まずは追加的措置勧告と新 SCC 案自体の概観が中心となるものである。

2. "Recommendations 01/2020 on measures that supplement transfer tools to ensure compliance with the EU level of protection of personal data" (EU の個人データ保護のレベルの遵守を確実にするための移転ツールに追加する措置に関する勧告、「追加的措置勧告」)

2.1 構成

追加的措置勧告は、3 章及び別紙 1 ないし 3 からなる。読者が最も興味があると思われる追加的な措置の具体例は別紙 2 であり、実は、本文は追加的な措置の必要性を導き出すための手順を述べている。以下、内容を概観し、「追加的な措置」の具体例のみは節を変えて特記する。

2.2 内容

2.2.1 前文

前文では、SchremsII 決定の結果、SCC 等の移転ツール（越境移転に関する適法化事由）については追加的な措置が提供されることが重要であるとされたこと（5 項）、EU 法と実質的に同等な保護レベルを確保するための追加的な措置が取られない場合には第三国への個人データの移転は停止又は終了されるべきこと（6 項）が確認されている。また、裁判所が、追加的な措置について指定していないがために、EDPB が追加的な措置勧告を提供することが確認されている（7 項、8 項）。

2.2.2 第 1 章（データ移転におけるアカウントビリティ）

EU 法と実質的に同等な保護レベルを確保するための追加的な措置が取られない場合には第三国への個人データの移転は停止又は終了されるべきことは、データ移転におけるアカウントビリティの原則（GDPR5 条 2.）の現れであることが強調されている（5 項）。

2.2.3 第 2 章（実務における、アカウントビリティの原則のデータ移転への適用のロードマップ）

追加的な措置の必要性の検討の前に、事業者における国際的なデータ移転の棚卸しが必要であるという内容であり、6 ステップになっている。

ステップ 1 移転の認知

すべての移転を認知し、マッピングすることを求めており、GDPR30 条も根拠となる（8 項、9 項）。越境のリモートアクセスや海外のクラウドの利用も含まれる（13 項）。

ステップ 2 移転ツール（越境移転に関する適法化事由）の特定

十分性認定、SCC、BCR、行動規範、認証メカニズム、GDPR49 条の例外事由のいずれを根拠として移転しているかを確認する（14 項以下）。

ステップ 3 移転ツールの有効性

輸入者と協力して、第三国の法律や慣行が移転ツールの有効性に影響を及ぼすかを評価しなければならない（30 項）。複雑なスキームの場合は評価も複雑となる（31 項）。移転の文脈が影響する。処理目的、処理に関与する機関の種類（公的、私的、管理者、処理者）、分野（金融、通信、広告等）、第三国に保存されるものか、アクセスするだけか、移転されるデータがプレーンテキストか、暗号化されているか、再移転があるか等（33 項）。アクセス権等が移転先国の法令等により妨げられないか（34 項）、パブリックアクセス及び、その際のデータ主体の救済の権利は特記されて

いる（35 項）。これは、SchremsII においてプライバシーシールドの十分性認定が無効となった一因である。刑事法の執行、国家安全保障目的の規制にも特別に注意せよとされている（36 項）。この際、EDPB の EEG 勧告（Recommendations 02/2020 on the European Essential Guarantees for surveillance measures）の諸要素が参考になるとされている（39 項）。評価は公開されている法例を中心とし、文書化される必要がある（42 項）。SchremsII 決定で問題となったのは、米国 FISA の 702 条であり、比例原則を満たさないとした。この場合、追加的な措置により、米国の諜報機関からのアクセスが不可能又は非効率となる必要がある。

ステップ 4 追加的な措置の採用

追加的な措置には、契約的、技術的、組織的なものが含まれ、それらの組み合わせも推奨される（47 項、48 項）。技術的な措置はパブリックアクセスを阻害できるということが前提になっている。具体的なリストは別紙 2。

ステップ 5 有効な追加的な措置を確認した場合の手続

データ保護機関の確認は不要（56 項）。SCC と矛盾する場合は、（SCC ではなくなるため）個別の移転の承認が必要になる（57 項）。GDPR46 条 2. の適法化根拠は、第三国の公的機関を拘束しない（58 項）。BCR については EDPB も検討中である（59 項）。アドホックな契約（GDPR46 条 3.）も EDPB は検討中である（61 項）。

ステップ 6 再評価

継続的な再評価の必要性を述べる（62～63 項）。

第 3 章は結論であり、これまでのまとめとなっている。

2.3 追加的な措置

別紙 1 は定義であり、GDPR や SCC 上の定義と特記すべき違いはない。別紙 2 が追加的な措置の具体例である。

2.3.1 技術的な追加的な措置

有効なユースケースと無効なユースケースを列挙している。有効なユースケースとしては、①強力な暗号化がなされている場合の第三国におけるバックアップ、②適切な仮名化がなされている場合の移転、③エンドツーエンド暗号化がなされている場合の、第三国の通過、④暗号化がなされている場合の、特に保護された輸入者への移転、⑤秘密計算の利用が挙げられている。他方、無効なユースケースとして、⑥クラウドサービスを利用した場合、当該サービスにパブリックアクセスが行われる場合、⑦ビジネス目的でリモートアクセスを行うが、パブリックアクセスが行われる場合、が挙げられている。いずれも詳細には要件が挙げられており、あくまで例示ではあるが、クラウドサー

ビスを利用した場合のパブリックアクセスについては（米
国を意識してか）特に厳しい見解ではないかと思われる。

2.3.2 契約的な追加的な措置

契約的な追加的な措置はナンバリングされていない。第
三国の当局は拘束できないことが前提とされ（93 項）、他
の技術的又は組織的な措置を組み合わせることが推奨され
る（同）。例として、以下が挙げられている。

- ・特定の技術的手段を使用する義務
- ・透明性義務（パブリックアクセスについての根拠法令の
列挙等）
- ・具体的な行動を取る義務（開示命令への異議申し立て等）
- ・データ主体への権利付与（データ主体の同意を前提とし
たアクセス等）
- ・特にグループ企業間の移転に関する内部統制
- ・透明性およびアカウンタビリティの義務（パブリックア
クセスについての文書の記録とデータ輸出者への開示等）
- ・組織的手法及びデータ最小化措置（アクセス権限等につ
いての限定）
- ・標準やベストプラクティスの受容（ISO 等）
- ・その他（内部監査、再移転禁止）

2.4 利用方法

例示的ではあるが、追加的な措置の例は豊富に挙げられ
ており、これらを組み合わせて採用すること自体は事業者
にとって困難ではない（契約的な追加的な措置は、日本にお
いてもみられる条項も含まれている）。他方で、「どの」追
加的な措置をどのような場合にどの程度採用するかという
点については、情報が乏しいといわざるを得ない。EDPB
が考える「追加的な措置」の茫漠とした外縁は認識でき
るが、その実践には相当の困難があろう。

3. "IMPLEMENTING DECISION (EU) .../... of XXX on standard contractual clauses for the transfer of personal data to third countries pursuant to Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council" (Annex とあわせて「新 SCC 案」)

3.1 構成

本文と Annex からなり、本文は前文 26 項と、本体 6 条
からなる。Annex は本体 3 章と、Annex の AnnexI ないし III
からなる。

3.2 本文（手続的な条項）

本文は基本的には手続的な条項からなるが、モジュール
化されたアプローチを採用したこと（前文 10 項）、管轄裁
判所は EU 内であるべきこと（同 12 項）、処理者又は複処

理者への移転の場合 GDPR28 条 3.も適用されることの確認
（同 15 項）、「追加的な措置」が必要になる場合があること
（同 16 項）などが目を引く。特に本文 16 項は、新 SCC 案
が成案となったとしても、「追加的な措置」は想定されるこ
とを示している。つまり、新 SCC 案は、「追加的な措置」
なしでの EU 法と実質的に同等な保護レベルを保証するも
のではない。

本文の本体では、管理者・管理者間の SCC である decision
2001/497/EC と、管理者・処理者間の SCC である decision
2010/87/EU を廃止するとしていることが最も重要であろ
う（6 条）。もう一つの管理者・管理者間の SCC である
decision 2004/915/EC は廃止されないということになるが、
その理由は前文 24 項でも触れられていない。

3.3 Annex (SCC の具体的な条項)

本文前文 10 項にあるように、モジュール化され、①管理
者・管理者間、②管理者・処理者間、③処理者・管理者間、
④処理者・処理者間の全てに適用できるように定められて
いる。従来は SCC が管理者・管理者間、管理者・処理者間
しか存在せず、③及び④の場合に SCC を用いることができ
なかったという不都合に対応したものであろう。

2 章 5 条はデータ主体の権利を定めるものであり、通常
は、データ輸入者は欧州外なのであるから、GDPR 上のデ
ータ主体の権利に拘束されるとは限らないが（域外適用さ
れる場合は別論）、新 SCC 案はこれを制限的に認めている。
例えば管理者・管理者間移転であっても、開示、訂正、消
去権 ((b))、ダイレクトマーケティングの停止権 ((c))、自
動的決定についての限定的な権利 ((d)) が認められている。
もっとも、GDPR 上はほぼ認められない例外事由が定めら
れている（濫用 ((e))、所在地法における例外事由 ((f))）。
他方、処理者・管理者間移転ではこのような権利を認めて
いない。

3 章 2 条及び 3 条は準拠法と裁判管轄を定めるが、準拠
法においても裁判管轄においても欧州が必要に指定され
ることに注目される。これは、管理者が欧州外であっても
変わらないということになり、欧州外の管理者が欧州の処
理者を選択しないインセンティブとなり得る。

4. 結語

追加的な措置勧告と新 SCC 案を概観した。パブリックコメ
ントにおいて多くの意見が提出されており、その詳細につ
いては変更が予想されるが、決定後は国際的なデータ移転
の実務に大きな影響を持つものであり、更に精査が必要で
あろう。

参考文献：本文記載のもの。